

前文

関西生徒会連盟は関西地区の高等学校生徒会役員によって構成され、各校生徒会と連携した地域の奉仕活動に活動の眼目を置く一方で、一般生徒が活躍する場を提供するイベントを定期的を開催し、その交流を通じて各校間の親睦を深めることにより様々な価値観を共有し、各校生徒会を充実させることを目的とする。

本憲章は根本的姿勢として、各校の完全な並立体制、強固な体系付けを受けない柔軟な活動の実現、各校生徒会間の充実した連携体制の保持、以上3点を堅く定める。

本憲章の変遷は以下の通りである。

総会承認 2009年12月19日

憲章施行 2009年12月28日

憲章改正 ・決議：2010年2月21日

発効：2010年3月20日

概要：委員会の設置及び総会決議の委員会決議に対する優越の明文化

・決議：2010年11月6日

発効：2010年12月1日

概要：全委員会の廃止及び総会における合議全般の変更

・決議：2011年5月29日

発効：2011年5月29日

概要：前文への追加

第1章 総則

第1条 本連盟は関西生徒会連盟と称する。

第2条 本連盟は加盟校生徒会役員によって平等に運営される。

第3条 本連盟構成員の任期は各校の生徒会任期に沿うものとする。

第4条 本連盟における全ての活動は四半期毎に区分された期間内で行われる。

第5条 第4条に定める四半期の具体的な期間はそれぞれ以下の通りである。

(1) 第1四半期：4～6月

(2) 第2四半期：7～9月

(3) 第3四半期：10～12月

(4) 第4四半期：1～3月

第2章 組織

第6条 本連盟には次の機関を設置する。

- (1) 総会
- (2) 臨時会

[第1項 総会]

第7条 本会は本連盟の最高意思決定機関である。

第8条 本会への加盟校の出席は原則義務とする。

第9条 本会は必ず各四半期の初月に行われる。

第10条 本会の議決方法は多数決とする。

第11条 第10条に定める多数決制は各校生徒会に付き1票とする。

第12条 本会に置かれる議長及び書記は加盟校役員より1人ずつ選出される。

第13条 第12条に定める議長及び書記は兼任を認めない。

第14条 議長は各総会毎に交代し、各校持ち回り制とする。

第15条 本会の主要な機能は以下の通りである。

- (1) 前四半期における本連盟の総体的活動に関する改善点の模索
- (2) 当四半期における本連盟の総体的活動に関する具体的な予定の決定
- (3) 次四半期の総会の開催日時及び会場の決定
- (4) 上記項目以外で議員が本会へ提出した動議に関する合議

第16条 第15条に定める機能に加え、各年度第1四半期総会は概略的な通年計画の決定も行う。

[第2項 臨時会]

第17条 本会は加盟校の過半数が必要であると判断した場合に行う。

第18条 本会への加盟校の出席は原則義務とする。

第19条 本会の開催日時及び会場は各校合議の上で決定する。

第20条 議決方法及び、議長・書記の選出は総会と何ら変わらない。

第21条 本会が開催されてから当四半期が満了するまでの期間内においてのみ、臨時会決議の総会決議に対する優越が保障される。

第22条 第21条に定める優越は第7条の適用に何ら波及しない。

第3章 加盟・脱退

第23条 総会及び臨時会の議決を持って加盟を認める。

第24条 総会及び臨時会において参加校の3分の2以上の賛成をもって加盟校の除名を行う。

第25条 自主的脱退は原則的に当該校の自由意志による。ただし、加盟して1年を経ない場合は自主的脱退は認めない。

第4章 引継

第26条 任期満了1ヶ月前からを引き継ぎ期間とし、次代への各種任務の引き継ぎを行う。

第27条 当代より次代への引き継ぎは十分な情報提供に基づいて行われ、当該校の引き継ぎが本連盟の活動に何ら波及してはならない。

第5章 附則

第28条 本憲章は総会及び臨時会の議決により、条文の追加及び修正を行うことが出来る。

第29条 本連盟の発足日は2009年11月14日である。

第30条 本連盟の活動は本憲章に堅く基づいて行われる。